

特別養護老人ホーム 山崎まどか園

別紙 介護老人福祉施設サービス基本料金表①

No.1

令和7年4月1日 より

1割負担の方

利用者負担第1～3段階以外で、1割負担の方（原則介護度3以上の方が入所対象者）

□ ①〈多床室の場合〉

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1ご契約者のサービス利用料金	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2うち、介護保険から給付される金額	5,301円	5,931円	6,588円	7,218円	7,839円
3サービス利用に係る自己負担額(1－2)日額	589円	659円	732円	802円	871円
4居住費(日額)	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
5食費(食材料費及び調理費用相当分)	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円
6自己負担額合計(3+4+5)日額	3,034円	3,104円	3,177円	3,247円	3,316円
7居住費(月額)	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
8食費(食材料費及び調理費用相当分)月額	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円
自己負担月額(30日)	91,020円	93,120円	95,310円	97,410円	99,480円

なお、保険者(市区町村)への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置がありますので、実際負担していただく額は、以下の表のとおりとなります。

介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金 ①〈多床室の場合〉

□ 利用者負担第1段階: 例)生活保護・老齢福祉年金受給者等(原則介護度3以上の方が入所対象)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1ご契約者のサービス利用料金	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2うち、介護保険から給付される金額	5,301円	5,931円	6,588円	7,218円	7,839円
3サービス利用に係る自己負担額(1－2)日額	589円	659円	732円	802円	871円
4居住費(日額)	0円	0円	0円	0円	0円
5食費(食材料費及び調理費用相当分)	300円	300円	300円	300円	300円
6自己負担額合計(3+4+5)日額	889円	959円	1,032円	1,102円	1,171円
7居住費(月額)	0円	0円	0円	0円	0円
8食費(食材料費及び調理費用相当分)月額	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円
自己負担月額(30日)	26,670円	28,770円	30,960円	33,060円	35,130円

□ 利用者負担第2段階: 例)所得＋年金合計が80万円以下の方等(原則介護度3以上の方が入所対象者)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1ご契約者のサービス利用料金	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2うち、介護保険から給付される金額	5,301円	5,931円	6,588円	7,218円	7,839円
3サービス利用に係る自己負担額(1－2)日額	589円	659円	732円	802円	871円
4居住費(日額)	430円	430円	430円	430円	430円
5食費(食材料費及び調理費用相当分)	390円	390円	390円	390円	390円
6自己負担額合計(3+4+5)日額	1,409円	1,479円	1,552円	1,622円	1,691円
7居住費(月額)	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円
8食費(食材料費及び調理費用相当分)月額	11,700円	11,700円	11,700円	11,700円	11,700円
自己負担月額(30日)	42,270円	44,370円	46,560円	48,660円	50,730円

□ 利用者負担第3段階 ①:例) 所得＋年金合計が80万円超120万円以下の方等

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1ご契約者のサービス利用料金	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2うち、介護保険から給付される金額	5,301円	5,931円	6,588円	7,218円	7,839円
3サービス利用に係る自己負担額(1－2)日額	589円	659円	732円	802円	871円
4居住費(日額)	430円	430円	430円	430円	430円
5食費(食材料費及び調理費用相当分)	650円	650円	650円	650円	650円
6自己負担額合計(3＋4＋5)日額	1,669円	1,739円	1,812円	1,882円	1,951円
7居住費(月額)	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円
8食費(食材料費及び調理費用相当分)月額	19,500円	19,500円	19,500円	19,500円	19,500円
自己負担月額(30日)	50,070円	52,170円	54,360円	56,460円	58,530円

□ 利用者負担第3段階 ②:例) 所得＋年金合計が120万円超の方等

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1ご契約者のサービス利用料金	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2うち、介護保険から給付される金額	5,301円	5,931円	6,588円	7,218円	7,839円
3サービス利用に係る自己負担額(1－2)日額	589円	659円	732円	802円	871円
4居住費(日額)	430円	430円	430円	430円	430円
5食費(食材料費及び調理費用相当分)	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円
6自己負担額合計(3＋4＋5)日額	2,379円	2,449円	2,522円	2,592円	2,661円
7居住費(月額)	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円
8食費(食材料費及び調理費用相当分)月額	40,800円	40,800円	40,800円	40,800円	40,800円
自己負担月額(30日)	71,370円	73,470円	75,660円	77,760円	79,830円

□ ②〈ユニット型個室の場合〉

No.3

利用者負担第1～3段階以外で、1割負担の方（原則介護度3以上の方が入所対象者）

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1ご契約者のサービス利用料金	6,700円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円
2うち、介護保険から給付される金額	6,030円	6,660円	7,335円	7,974円	8,595円
3サービス利用に係る自己負担額(1－2)日額	670円	740円	815円	886円	955円
4居住費(日額)	2,066円	2,066円	2,066円	2,066円	2,066円
5食費(食材料費及び調理費用相当分)	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円
6自己負担額合計(3＋4＋5)日額	4,181円	4,251円	4,326円	4,397円	4,466円
7居住費(月額)	61,980円	61,980円	61,980円	61,980円	61,980円
8食費(食材料費及び調理費用相当分)月額	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円
自己負担月額(30日)	125,430円	127,530円	129,780円	131,910円	133,980円

なお、保険者(市区町村)への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置がありますので、実際負担していただく額は、以下の表のとおりとなります。

介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金 ②〈ユニット型個室の場合〉

□ 利用者負担第1段階:例)生活保護・老齢福祉年金受給者等(原則介護度3以上の方が入所対象)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1ご契約者のサービス利用料金	6,700円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円
2うち、介護保険から給付される金額	6,030円	6,660円	7,335円	7,974円	8,595円
3サービス利用に係る自己負担額(1－2)日額	670円	740円	815円	886円	955円
4居住費(日額)	880円	880円	880円	880円	880円
5食費(食材料費及び調理費用相当分)	300円	300円	300円	300円	300円
6自己負担額合計(3＋4＋5)日額	1,850円	1,920円	1,995円	2,066円	2,135円
7居住費(月額)	26,400円	26,400円	26,400円	26,400円	26,400円
8食費(食材料費及び調理費用相当分)月額	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円
自己負担月額(30日)	55,500円	57,600円	59,850円	61,980円	64,050円

□ 利用者負担第2段階:例)所得＋年金合計が80万円以下の者等(原則介護度3以上の方が入所対象者)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1ご契約者のサービス利用料金	6,700円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円
2うち、介護保険から給付される金額	6,030円	6,660円	7,335円	7,974円	8,595円
3サービス利用に係る自己負担額(1－2)日額	670円	740円	815円	886円	955円
4居住費(日額)	880円	880円	880円	880円	880円
5食費(食材料費及び調理費用相当分)	390円	390円	390円	390円	390円
6自己負担額合計(3＋4＋5)日額	1,940円	2,010円	2,085円	2,156円	2,225円
7居住費(月額)	26,400円	26,400円	26,400円	26,400円	26,400円
8食費(食材料費及び調理費用相当分)月額	11,700円	11,700円	11,700円	11,700円	11,700円
自己負担月額(30日)	58,200円	60,300円	62,550円	64,680円	66,750円

□ 利用者負担第3段階 ①:例) 所得＋年金合計が80万円超120万円以下の方等

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1ご契約者のサービス利用料金	6,700円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円
2うち、介護保険から給付される金額	6,030円	6,660円	7,335円	7,974円	8,595円
3サービス利用に係る自己負担額(1－2)日額	670円	740円	815円	886円	955円
4居住費(日額)	1,370円	1,370円	1,370円	1,370円	1,370円
5食費(食材料費及び調理費用相当分)	650円	650円	650円	650円	650円
6自己負担額合計(3＋4＋5)日額	2,690円	2,760円	2,835円	2,906円	2,975円
7居住費(月額)	41,100円	41,100円	41,100円	41,100円	41,100円
8食費(食材料費及び調理費用相当分)月額	19,500円	19,500円	19,500円	19,500円	19,500円
自己負担月額(30日)	80,700円	82,800円	85,050円	87,180円	89,250円

□ 利用者負担第3段階 ②:例) 所得＋年金合計が120万円超の方等

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1ご契約者のサービス利用料金	6,700円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円
2うち、介護保険から給付される金額	6,030円	6,660円	7,335円	7,974円	8,595円
3サービス利用に係る自己負担額(1－2)日額	670円	740円	815円	886円	955円
4居住費(日額)	1,370円	1,370円	1,370円	1,370円	1,370円
5食費(食材料費及び調理費用相当分)	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円
6自己負担額合計(3＋4＋5)日額	3,400円	3,470円	3,545円	3,616円	3,685円
7居住費(月額)	41,100円	41,100円	41,100円	41,100円	41,100円
8食費(食材料費及び調理費用相当分)月額	40,800円	40,800円	40,800円	40,800円	40,800円
自己負担月額(30日)	102,000円	104,100円	106,350円	108,480円	110,550円

特別養護老人ホーム 山崎まどか園

別紙 介護老人福祉施設サービス基本料金表②

No.1

令和7年4月1日 より

2割負担の方

□ ①〈多床室の場合〉

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1ご契約者のサービス利用料金	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2うち、介護保険から給付される金額	4,712円	5,272円	5,856円	6,416円	6,968円
3サービス利用に係る自己負担額(1-2)日額	1,178円	1,318円	1,464円	1,604円	1,742円
4居住費(日額)	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
5食費(食材料費及び調理費用相当分)	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円
6自己負担額合計(3+4+5)日額	3,623円	3,763円	3,909円	4,049円	4,187円
7居住費(月額)	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
8食費(食材料費及び調理費用相当分)月額	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円
自己負担月額(30日)	108,690円	112,890円	117,270円	121,470円	125,610円

□ ②〈ユニット型個室の場合〉

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1ご契約者のサービス利用料金	6,700円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円
2うち、介護保険から給付される金額	5,360円	5,920円	6,520円	7,088円	7,640円
3サービス利用に係る自己負担額(1-2)日額	1,340円	1,480円	1,630円	1,772円	1,910円
4居住費(日額)	2,066円	2,066円	2,066円	2,066円	2,066円
5食費(食材料費及び調理費用相当分)	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円
6自己負担額合計(3+4+5)日額	4,851円	4,991円	5,141円	5,283円	5,421円
7居住費(月額)	61,980円	61,980円	61,980円	61,980円	61,980円
8食費(食材料費及び調理費用相当分)月額	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円
自己負担月額(30日)	145,530円	149,730円	154,230円	158,490円	162,630円

3割負担の方

①〈多床室の場合〉

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1ご契約者のサービス利用料金	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2うち、介護保険から給付される金額	4,123円	4,613円	5,124円	5,614円	6,097円
3サービス利用に係る自己負担額(1-2)日額	1,767円	1,977円	2,196円	2,406円	2,613円
4居住費(日額)	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
5食費(食材料費及び調理費用相当分)	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円
6自己負担額合計(3+4+5)日額	4,212円	4,422円	4,641円	4,851円	5,058円
7居住費(月額)	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
8食費(食材料費及び調理費用相当分)月額	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円
自己負担月額(30日)	126,360円	132,660円	139,230円	145,530円	151,740円

②〈ユニット型個室の場合〉

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1ご契約者のサービス利用料金	6,700円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円
2うち、介護保険から給付される金額	4,690円	5,180円	5,705円	6,202円	6,685円
3サービス利用に係る自己負担額(1-2)日額	2,010円	2,220円	2,445円	2,658円	2,865円
4居住費(日額)	2,066円	2,066円	2,066円	2,066円	2,066円
5食費(食材料費及び調理費用相当分)	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円
6自己負担額合計(3+4+5)日額	5,521円	5,731円	5,956円	6,169円	6,376円
7居住費(月額)	61,980円	61,980円	61,980円	61,980円	61,980円
8食費(食材料費及び調理費用相当分)月額	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円
自己負担月額(30日)	165,630円	171,930円	178,680円	185,070円	191,280円

各種加算について

☆ 前記の「介護老人福祉施設サービス基本料金表」以外に厚生労働省の定める基準に従い以下の加算分をご負担を頂く場合があります。
(1単位 10円)

- ☐ ①まどか園の入所者のうち、要介護4、5又は、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者の数が入所者総数に占める割合が、厚生労働省の定める基準を満たし、かつ、介護福祉士の資格を有する介護職員の数が、厚生労働省の定める基準を満たしている場合
- | | | |
|---------|-------------------|------|
| (従来型) | 日常生活継続支援加算Ⅰ：1日につき | 36単位 |
| (ユニット型) | 日常生活継続支援加算Ⅱ：1日につき | 46単位 |

- ☐ ②-ア 常勤の看護師を配置している場合
- | | |
|---------------------|-----|
| (共通) 看護体制加算Ⅰイ：1日につき | 6単位 |
|---------------------|-----|

- ☐ ②-イ 入所者25名に対し看護職員1名の割合以上の看護職員を配置し、かつ、看護職員との24時間連絡体制が整備されている場合
- | | |
|-----------------------|------|
| (共通) 看護職員体制加算Ⅱイ：1日につき | 13単位 |
|-----------------------|------|

- ☐ ③施設の定める夜間の時間帯（18：00～翌朝10：00）に働く職員数の平均が、厚生労働省の定める基準を満たした場合
- | | | |
|---------|------------------|------|
| (従来型) | 夜勤職員配置加算Ⅰイ：1日につき | 22単位 |
| (ユニット型) | 夜勤職員配置加算Ⅱイ：1日につき | 27単位 |

- ☐ ④施設の定める夜間の時間帯（18：00～翌朝10：00）に働く職員数の平均が、厚生労働省の定める基準を満たした場合
- | | | |
|---------|------------------|------|
| (従来型) | 夜勤職員配置加算Ⅲイ：1日につき | 28単位 |
| (ユニット型) | 夜勤職員配置加算Ⅲイ：1日につき | 33単位 |

- ☐ ⑤-ア 理学療法士等が入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている場合
- | | |
|-----------------|------|
| 個別機能訓練加算Ⅰ：1日につき | 12単位 |
|-----------------|------|

- ☐ ⑤-イ 個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、得られた情報の活用を行った場合
- | | |
|-----------------|------|
| 個別機能訓練加算Ⅱ：1月につき | 20単位 |
|-----------------|------|

- ☐ ⑤-ウ 共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画または個別機能訓練計画について必要な見直しを行い、見直しの内容について関係職種に対し共有した場合
- | | |
|-----------------|------|
| 個別機能訓練加算Ⅲ：1月につき | 20単位 |
|-----------------|------|

- ☐ ⑥外部の理学療法士等が施設に訪問し入所者毎に個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている場合
- | | | |
|-------------------|-------|--------------------|
| 生活機能向上連携加算Ⅱ：1月につき | 200単位 | (⑤を算定している場合は100単位) |
|-------------------|-------|--------------------|

- ☐ ⑦-1 (a)5時間以上の通所介護費の算定回数が、5時間未満の算定回数より多いご利用者で、6月以上連続ご利用者が20名以上、(b)要介護3～5のご利用者の割合が15%以上、(c)初回の認定から12月以内のご利用者の割合が15%以下、(d)初月と6ヵ月目において事業所の機能訓練指導員がBarthel IndexにてADL値を測定し、その結果を厚生労働省に提出しているご利用者が90%以上、(e)6ヵ月目におけるADL値から初月におけるADL値を控除した値が多い順の上位85%について、ADL利得が「ADL利得が0より大きければ1」「ADL利得が0より小さければ-1」「ADL利得が0ならば0」として区分し、合計した数が0以上の全てを満たした場合
- | | |
|-------------------|------|
| ADL維持等加算(Ⅰ)：1月につき | 30単位 |
|-------------------|------|

- ☐ ⑦-2 ADL維持等加算(Ⅰ)の要件をすべて満たし、当該事業所の利用者について、加算を算定する月にADL評価を行い、その結果を厚生労働省に提出している場合。
- | | |
|-------------------|------|
| ADL維持等加算(Ⅱ)：1月につき | 60単位 |
|-------------------|------|

なお⑦-1ADL維持等加算(Ⅰ)、⑦-2ADL維持等加算(Ⅱ)は重複せず、いずれかを算定します。

- ☐ ⑧ご契約者が、若年性認知症入所者（介護保険施行令（平成10年政令412号）第2条第6号に規定する 初老期における認知症によって法第7条第3項に規定する要介護状態となった入所者をいう）に該当する場合
- | | |
|---------------------|-------|
| 若年性認知症入所者受入加算：1日につき | 120単位 |
|---------------------|-------|

- ☐ ⑨常勤の医師を1名以上（厚生労働省の基準による）の人員を配置した場合
- | | |
|----------------|------|
| 常勤医師配置加算：1日につき | 25単位 |
|----------------|------|

- ☐ ⑩精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合
- | | |
|----------------------|-----|
| 精神科医師定期的療養指導加算：1日につき | 5単位 |
|----------------------|-----|

- ⑪-1入院および外泊された場合
入院・外泊時費用：1日あたり 246単位
 （その日の翌日から6日間（当該入院および外泊が月をまたぐ場合最大12日間））を限度
- ⑪-2居宅に外泊を認め、施設より居宅サービスを受けた場合
外泊居宅費用：1日あたり 560単位（⑩-アを算定している場合は算定できない）
 （その日の翌日から6日間（当該入院および外泊が月をまたぐ場合最大12日間））を限度
- ⑫新規入所された場合、もしくは30日を超えて入院した後に施設へ戻られた場合
最初の30日間について初期加算：1日につき 30単位
- ⑬入所者が退所し、入所時と栄養管理が異なる場合、施設の管理栄養士が入院先の医療機関の管理栄養士と連携し、退所後の栄養管理の調整を行った場合
退所時栄養情報連携加算：月1回限度 70単位
- ⑭入所者が入院し、入所時と栄養管理が異なる場合、施設の管理栄養士が入院先の医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理の調整を行った場合
再入所時栄養連携加算：1人につき1回限り 200単位
- ⑮-1 1月以上入所する見込みの入所者が退所する前に、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、医師のいずれかの職種の者が退所後に生活する居宅を訪問し、相談援助を行った場合
退所前訪問相談援助加算：1回につき 460単位
 （入所中1回もしくは2回限度）
- ⑮-2 入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算：1回につき 460単位
 （退所後1回限度）
- ⑮-3 下記の条件を満たした場合
 ・入所期間が1月を超える入所者が退所し、退所後に居宅にて、居宅サービスを利用する場合に、入所者とその家族に対して地域密着型サービス、保健医療サービス等について相談援助を行うこと
 ・入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に、居住地を管轄する市町村及び、介護老人介護支援センターに対して、入所者の介護状況を示す文書を添えて、退所後のサービスを利用するに必要な情報を提供すること
 ※また、入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合は、入所者の同意を得て、社会福祉施設等に対して入所者の介護状況を示す文書を添えて入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定します
退所時相談援助加算：1回につき 400単位
 （1回限り）
- ⑮-4 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、入所者の同意を得て、入所者の介護状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合
退所前連携加算：1回につき 500単位
 （1回限り）
- ⑮-5医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
退所時情報提供加算：1回につき 250単位
 （1回限り）
- ⑯-1 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合
協力医療機関連携加算Ⅰ：1月につき 50単位
- ⑯-2 上記以外の協力医療機関と連携している場合
協力医療機関連携加算Ⅱ：1月につき 5単位
- ⑰管理栄養士を定められた員数を配置し、食事の観察を定期的に行ったうえで、食事の調整を行い、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、得られた情報を活用した場合
栄養マネジメント強化加算：1日につき 11単位

- ⑮経管により食事を摂取されており、医師の指示の下、経口摂取に向けた管理が行われた場合

経口移行加算：1日につき 28単位 (180日を限度)

- ⑯-ア 経口により食事を摂取されているが、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対して医師又は歯科医師等の指示に基づき、経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示に基づき栄養管理を行った場合

経口維持加算Ⅰ：1月につき 400単位

- ⑯-イ 上記⑯-アを算定している場合であって、協力歯科医療機関の医師・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚師が、継続的な経口摂取を支援するための会議に参加した場合

経口維持加算Ⅱ：1月につき 100単位

- ⑰-ア 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、ご利用者に対し、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成され、歯科衛生士が月2回以上管理を行うこと。また介護職員に具体的な技術的助言や指導を行った場合

口腔衛生管理加算Ⅰ：1月につき 90単位

- ⑰-イ ⑰-アに加え口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、有効な実施のために必要な情報を活用した場合

口腔衛生管理加算Ⅱ：1月につき 110単位

- ⑱主治医から発行された食事箋に基づき、ご利用者の病状等に応じて療養食が提供された場合

療養食加算：1回につき（1日3回限度） 6単位

- ㉒透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合

特別通院送迎加算：1月につき 594単位

- ㉓配置医師が施設の求めに応じ早朝（6-8）・夜間（18-20）、深夜（22-6）に施設に訪問し入所者の診察を行った場合、ただし、看護体制加算（Ⅱ）を算定していること

配置医師緊急時対応加算：1回につき、
配置医師の勤務時間外の場合：325単位
早朝・夜間：650単位
深夜：1300単位

- ㉔-ア 看取りに関する指針に基づいた介護体制において看取り介護計画を作成し、同意に基づいた介護が行われた場合

看取り介護加算Ⅰ：死亡前31日以上45日以下 72単位
：死亡前4日以上30日以下 144単位
：死亡前日及び前々日 680単位
：死亡日 1280単位

- ㉔-イ 看取りに関する指針に基づいた介護体制において看取り介護計画を作成し、同意に基づいた介護が行われ、かつ、配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当する場合

看取り介護加算Ⅱ：死亡前30日以上45日以下 72単位
：死亡前4日以上30日以下 144単位
：死亡前日及び前々日 780単位
：死亡日 1580単位

- ㉕在宅復帰支援機能、在宅・入所相互利用、退所時等相談援助などを充実させた場合

当別表以外に厚生労働省の定める基準に従いご負担いただきます。
また、このような場合には事前にご通知いたします。

- ㉖入所者が退所した後の居宅サービスを利用するために必要な情報などを、入所者が希望する居宅支援事業所や家族に提供したり調整をし、退所後に退所者の居宅を訪問等行った場合

在宅復帰支援機能加算：1日につき 10単位

- ㉗複数の者に関して在宅や入所期間を定めて、対象事業者の居室を計画的に利用した場合

在宅・入所相互利用加算：1日につき 40単位

- ㉘-ア 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上であり、認知症介護実践リーダー研修修了者を基準以上配置の上、専門的な認知症ケアを実施し、当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合

認知症専門ケア加算（Ⅰ）：1日につき 3単位

- ㉘-イ ㉘-アの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施の上、介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定している場合

認知症専門ケア加算（Ⅱ）：1日につき 4単位

□ ㉔-ア 以下の要件を満たした場合

- (1) 事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。
- (2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応(以下「予防等」という。)に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。
- (3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している。
- (4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っている。

認知症チームケア推進加算(Ⅰ) : 1月につき

150単位

□ ㉔-イ

- ・(Ⅰ)の(1)、(3)及び(4)に掲げる基準に適合
- ・認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合

認知症チームケア推進加算(Ⅱ) : 1月につき

120単位

□ ㉔ 医師が認知症の行動などによって、在宅での生活が困難と判断した利用者が緊急で入所した場合に7日間を限度として算定します

認知症行動・心理症状緊急対応加算 : 1日につき(7日間限度)

200単位

□ ㉔-ア 褥瘡発生と関連のあるリスクについて、3月に1回評価を行い、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、情報を有効活用し、褥瘡ケア計画を作成をした上で、褥瘡がある場合

褥瘡マネジメント加算Ⅰ : 1月につき

3単位

□ ㉔-イ 褥瘡発生と関連のあるリスクについて、3月に1回評価を行い、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、得られた情報を有効活用し、褥瘡ケア計画を作成をした上で、褥瘡がない場合

褥瘡マネジメント加算Ⅱ : 1月につき

13単位

□ ㉔-ア 排泄に介護を要する入所者に、多職種が協働して支援計画を作成し、計画に基づき支援し、厚生労働省にその評価結果等の情報を提供し、得られた情報を活用している場合

排せつ支援加算Ⅰ : 1月につき

10単位

□ ㉔-イ ㉔-アの評価により軽減が見込まれる者について、入所時又は利用開始時と比較して、排尿もしくは排便の状態が改善又は、おむつの使用がなくなった場合

排せつ支援加算Ⅱ : 1月につき

15単位

□ ㉔-ウ ㉔-ア及びイに掲げる排尿もしくは排便の状態の改善及びおむつの使用がなくなった場合

排せつ支援加算Ⅲ : 1月につき

20単位

□ ㉔ 医師が、入所者ごとに、自立支援に係る医学的評価を入所時に行うとともに、6月に1回医学的評価を見直し、支援計画に参加していること。支援計画は3月に1回見直しを行い、医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、得られた情報を有効に活用した場合

自立支援促進加算 : 1月につき

280単位

□ ㉔-ア 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービス計画にあたっては、得られた情報を活用している場合

科学的介護推進体制加算Ⅰ : 1月につき

40単位

□ ㉔-イ ㉔-アに加えて、入所者ごとの疾病状況等の情報を、厚生労働省に提供している場合

科学的介護推進体制加算Ⅱ : 1月につき

50単位

□ ㉔ 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合

安全対策体制加算 : 入所初日に限り 20単位

□ ㉔ -ア以下の要件を満たした場合

- 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している。
- 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している。
- 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している。

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ):1月につき 10単位

- ③⑥ -イ診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合。

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ):1月につき 5単位

- ③⑦ 入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

新興感染症等施設療養費 :1月に1回、連続する5日を限度として 240単位

③⑧ 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行った場合。

- ③⑨-ア 生産性向上推進体制加算(Ⅰ):1月につき 100単位
- (Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認されていること。
 - 見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入していること。
 - 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。
 - 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
- ③⑨-イ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ):1月につき 10単位
- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること。
 - 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
 - 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

- ③⑨-1 厚生労働省の定める基準において、介護職員の総数のうち、①介護福祉士の占める割合が100分の80以上、②勤続10年以上の介護福祉士の職員が100分の35以上である場合、③サービスの質の向上に資する取組を実施している場合、のいずれかに該当する場合

サービス提供体制加算(Ⅰ):1日につき 22単位

- ③⑨-2 職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合

サービス提供体制加算(Ⅱ):1日につき 18単位

- ③⑨-3 厚生労働省の定める基準において、介護職員の総数のうち、①介護福祉士の占める割合が100分の50以上、②常勤職員の占める割合が100分の75以上、③勤続7年以上の職員の占める割合が100分の30以上のいずれかに該当する場合

サービス提供体制加算(Ⅲ):1日につき 6単位

なお、③⑨サービス提供体制加算は、①日常生活継続支援加算・②サービス提供体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)を重複して請求せず、いずれかひとつを算定します。

④⑩ 介護職員等の賃金の改善に要する費用の見込み額が、介護職員等処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、介護職員等処遇改善計画書を作成して都道府県知事に届け出る場合

- 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ):1月につき**所定単位数の 140/1000 単位**
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ):1月につき**所定単位数の 136/1000 単位**

(2)介護保険の給付対象とならないサービス**契約書第21条に定める所定の料金**

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(1日あたり・食事代も含む)をいただきます。

(多床室) 要介護度別 1日あたりの費用	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	8,335 円	9,035 円	9,765 円	10,465 円	11,155 円
(ユニット型個室) 要介護度別 1日あたりの費用	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	10,211 円	10,911 円	11,661 円	12,371 円	13,061 円

ご契約者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合、上記「**要介護1**」の金額(1日あたり・食事代も含む)をご負担いただきます。